横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第3062号から答申第3064号まで)

令和6年5月9日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会長職務代理者 金子 正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和3年2月1日旭高第2177号、令和3年5月25日旭高第286号及び令和3年5月25日旭高第287号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「①請求者が令和2年11月16日送付した文書に対し、収受時と返送時に担当課は起案用紙に起案されるとのこと。収受時に起案し経伺し裁決した決裁文書の写しの開示。

②担当課から収受された文書内容に対する返書を受領しました。担当課は上記①のとおり、返書を返送する時にも起案用紙に起案すると言う。返送する際、同様に起案用紙に起案し、経伺し裁決した決裁文書の写しの開示。」ほかの非開示決定に対する審査請求についての諮問

# 1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「審査請求文書」欄記載の行政文書の存否を明らかにしないで 非開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「審査請求文書」欄記載の行政文書(以下「本件審査請求文書」という。)の各開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第9条に該当するためその存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実に、非開示理由に該当する事実が含まれていること、の2つの要件(以下「存否応答拒否要件」という。)を備えていることが必要であると解されている。

#### (1) 存否応答拒否要件①の該当性

本件開示請求は、特定の個人を名指しし、旭区福祉保健センター高齢・障害支援課(以下「高齢・障害支援課」という。)が当該個人に文書を送付したことを前提に、当該送付に係る起案文書一式の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば当該文書が存在すること、すなわち高齢・障害支援課が当該個人に文書を送付した事実を答えることになり、また不存在による非開示決定を行えば、当該文書が存在しないこと、すなわち高齢・障害支援課が当該個人に文書を送付し

なかった事実を答えることになることから、存否応答拒否要件①に該当する。

(2) 存否応答拒否要件②の該当性

高齢・障害支援課が当該個人に文書を送付した事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから旧条例第7条第2項第2号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、存否応答拒否要件②に該当する。

- (3) 以上のことから、本件開示請求は旧条例第9条に該当し、非開示とした。
- 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見 は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書に相違して行った非開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。
- (2) 請求者が高齢・障害支援課の課長あて令和2年3月30日付で直接手交した文書の 請求を、「相談課より求めた」などと改謬した上で、旧条例第10条第2項により非 開示決定の処分をしたことに対し、その処分を取り消すとの裁決を求める。
- (3) 別紙のとおり、と意味不明の非開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。
- (4) 条例には『根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解 され得るものでなければならない』とある。単に非開示とする根拠規定を戯言によ る記載で示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されて いるのか不明である。審査請求人の、どの様な事実によって審査請求人の権利利益 が害されるおそれがあると判断したのか。
- (5) 請求した文書を、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。

#### 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 行政文書の作成に係る事務について

横浜市では、横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)に基づ

き、行政文書を管理している。同規則第6条では、事案についての最終的な意思の 決定は行政文書によって行うものとされており、通知、照会、回答等をするために は行政文書による決裁を要することとされている。

# (3) 存否応答拒否について

- ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避する ものであり、存否応答拒否要件を備えていることが必要であると解される。

# (4) 本件処分の妥当性について

- ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を 明らかにしないで非開示決定をしたものであることから、本件処分が存否応答拒 否要件を備えているかについて以下検討する。
- イ 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

## ウ 存否応答拒否要件①該当性

(ア) 別表請求番号1に係る審査請求文書について

審査請求人は、審査請求人という特定の個人を名指しして、特定個人が令和 2年11月16日付で高齢・障害支援課に送付した文書に関して、経伺等したこと

に係る決裁文書を開示請求していると解される。

そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在 による非開示決定を行った場合、特定個人が同日付で高齢・障害支援課に対し て文書を送付した事実の有無が公になる。

# (イ) 別表請求番号2に係る審査請求文書について

審査請求人は、審査請求人という特定の個人を名指しして、特定個人が令和 2年11月2日付で高齢・障害支援課に提出した開示請求に関する文書及び特定 個人が令和3年3月9日付で行った開示請求に関する文書を開示請求している と解される。

そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人が令和2年11月2日付で高齢・障害支援課に対して文書を提出した事実及び令和3年3月9日付で開示請求をした事実の有無が公になる。

#### (ウ) 別表請求番号3に係る審査請求文書について

審査請求人は、審査請求人という特定の個人を名指しして、特定個人が令和2年11月2日付で高齢・障害支援課に提出した開示請求に関する文書及び特定個人が令和3年3月30日付で行った開示請求に関する文書を開示請求していると解される。

そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人が令和2年11月2日付で高齢・障害支援課に対して文書を提出した事実及び令和3年3月30日付で開示請求をした事実の有無が公になる。

## 工 存否応答拒否要件②該当性

これらの事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ したがって、本件審査請求文書は、存否応答拒否要件を備えている。

## (5) 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、 その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

# (第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井惠里可、委員 齋藤宙也

# 別表

| J'J 42 | ` |                    |   |                  |            |                  |   |
|--------|---|--------------------|---|------------------|------------|------------------|---|
|        |   |                    |   | 開示               | 決定         | 審査               | 審査請求人の本件処分  |
| 請求     | 求 | 答申<br>番查請求文書<br>番号 | 審査請求文書  | 請求日              | 内容         | 請求日              | に対する意見  |
| 番      | 号 |                    |   | 決定               | 適用条        | 諮問日              | 実施機関の非開示理由  |
|        |   |                    | 通知日   | 項等               | 日旧省        | 説明要旨             |   |
|        | 1 | 3062               | ①請求者が令和2年11月16日送付した文書に対し、文書に対し、収受時と返送時に担対し、収受時と返送案用級に起案ののし数にとき、して、大きな、とのは、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きないが、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | 令和2年<br>12月4日    | 非開示        | 令和 2 年<br>12月25日 | 開示請求に係る行政文<br>書欄、請求外事象を表<br>題に記載し請求文書に<br>相違して行った非開示<br>決定は不当。請求文書<br>を全部開示されるよう<br>求める。<br>審査請求した文書を、<br>「審査会への諮問等」<br>の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市情報公開・個人情報保護審査<br>会へ諮問されるよう求<br>める。 |
|        |   |                    |   | 令和 2 年<br>12月23日 | 旧条例<br>第9条 | 令和3年<br>2月1日     | 当該開示請求に係る行<br>政文書が存在している<br>か否かを答えるだけ<br>で、旧条例第7条第2<br>項第2号により、非開<br>示とすべき個人に関す<br>る情報を開示すること<br>となり、存否を明らか<br>にすることができない<br>文書であるため。   |
|        | 2 | 3063               | 横浜市は、横浜市の保有す<br>る情報の公開に関する条例  | 令和3年<br>3月9日     | 非開示        | 令和3年<br>4月23日    | 本件処分を取り消すと<br>の裁決を求める。  |

|   |      | を制するにと求保のま書が、大田のでは、本のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の | 令和3年<br>3月26日 | 旧条9条    | 令和3年<br>5月25日 | 当該開示請求に係る行<br>政文書が存在している<br>か否を答えるだけ<br>で、第2号により、非開<br>示とすべき個人に関す<br>る情報を開示するにとか<br>にすることができない<br>文書であるため。                            |
|---|------|---|---------------|---------|---------------|---|
|   |      |   | 令和3年<br>3月30日 | 非開示     | 令和3年<br>4月26日 | 本件処分を取り消すと<br>の裁決を求める。  |
| 3 | 3064 | 別添え文書が末処理になっている。本書を収受した紙文書の開示と請求事案通りの開示を求める。  | 令和3年<br>4月14日 | 旧条例 第9条 | 令和3年<br>5月25日 | 当該開示請求に係る行<br>政文書が存在している<br>か否かを答えるだけ<br>で、旧条例第7条第2<br>項第2号により、非開<br>示とすべき個人に関す<br>る情報を開示すること<br>となり、存否を明らか<br>にすることができない<br>文書であるため。 |

# 《参考》

# 審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                                 | 審査の経過                 |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 令和3年2月1日<br>(答申第3062号)                | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和3年3月1日<br>(答申第3062号)                | ・審査請求人から意見書を受理        |
| 令和3年5月25日<br>(答申第3063号及び答<br>申第3064号) | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和3年6月25日<br>(答申第3063号及び答<br>申第3064号) | ・審査請求人から意見書を受理        |
| 令和6年3月7日<br>(第29回第四部会)                | • 審議                  |
| 令和6年4月4日<br>(第30回第四部会)                | • 審議                  |